

○宮城県森林審議会規程

昭和二十六年九月十四日
宮城県告示第四百九十四号

宮城県森林審議会規程を次のように定める。

宮城県森林審議会規程

第一条 宮城県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の委員(以下「委員」という。)に職務遂行上の支障があり又は、委員としてふさわしくない行為があつたときは、知事は、これを解任することができる。

第三条 審議会は、会長が必要の都度招集する。

第四条 会長は、会議の議長となり議事を処理する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。
- 4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 審議会は、法第六十八条第三項の規定により関係行政庁に建議したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第六条 審議会は、必要があるとき、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

第七条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、県の一般職の職員の中から知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の指揮をうけて庶務を整理する。
- 4 書記は、上司の命をうけて庶務に従事する。

第八条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

- 2 森林保全部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の規定による許可に関する事。
 - 二 森林法第二十七条第三項の意見書に関する事。
 - 三 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項
- 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第三条第一項第四号及び同条第二項の規定による命令、同法第五条第一項に規定する命令、同法第七条の三第一項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更、同法第七条の五第一項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の

区域の指定及び変更、同法第七条の六第一項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第七条の九第一項に規定する地区防除指針の策定及び変更に関すること。

二 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項

- 4 部会長は、部会を開催したときは、速やかに、当該部会における調査審議の概要について報告書を作成し、議事録を添えて会長に提出しなければならない。
- 5 第三条、第四条及び第六条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(昭六三告示五四〇・追加、平一〇告示二三〇・一部改正)

第九条 審議会は、原則として公開とする。

(平九告示三二一・追加)

第十条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(昭六三告示五四〇・追加、平九告示三二一・旧第九条繰下)

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 宮城県林政審議会規程(昭和二十五年宮城県告示第四十五号)及び宮城県地方森林会議議事規則及び宮城地方森林会実施調査手続(明治三十二年宮城県告示第三十六号)は、廃止する。

附 則(昭和六三年告示第五四〇号)

この告示は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成九年告示第三二一号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年告示第二三〇号)

この告示は、平成十年四月一日から施行する。